



# 山形県公報

平成16年6月18日(金)  
第1551号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                   |     |
|---------------------|-------------------|-----|
| 救急病院等の告示.....       | (健康福祉企画課) ...     | 771 |
| 土地改良区管理規程の認可.....   | (村山総合支庁農村計画課) ... | 772 |
| 土地改良事業施行の同意.....    | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 政治団体の設立.....        | 773 |
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 政治団体の解散.....        | 同   |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....  | 774 |
| 同.....              | 775 |
| 同.....              | 776 |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 777 |
| 資金管理団体の指定の取消.....   | 778 |

### 公 告

|                               |             |     |
|-------------------------------|-------------|-----|
| 平成16年度職業訓練指導員試験の実施.....       | (雇用労政課) ... | 同   |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止の承認..... | (農政企画課) ... | 779 |
| 同.....                        | ( 同 ) ...   | 同   |
| 同.....                        | ( 同 ) ...   | 同   |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認.....    | ( 同 ) ...   | 780 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | ( 同 ) ...   | 同   |

## 告 示

### 山形県告示第677号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称                   | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|---------------|------------------------------|
| 医療法人社団みゆき会 みゆき会<br>病院 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 平成16年7月14日から<br>平成19年7月13日まで |

## 山形県告示第678号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 管理規程の名称  
細野頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
細野頭首工の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成16年6月11日

## 山形県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
飯豊町
- 2 同意年月日  
平成16年6月2日

## 山形県告示第680号

大町溝土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年6月7日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業計画書の写し(飛鳥地区)
  - (2) 大町溝土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
平田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年6月22日から同年7月21日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日    |
|--------------|--------|----------|-------------------|----------|
| 中村ひろひこ山形県後援会 | 金澤寿香   | 菅原善敬     | 山形市松波3-8-26 松波プラザ | 平成16.6.1 |

山形県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 内 容             |                     | 届出年月日     |
|-------------|------------|-----------------|---------------------|-----------|
|             |            | 新               | 旧                   |           |
| 加賀山茂後援会     | 会計責任者      | 阿部博幸            | 加賀山義博               | 平成16.3.30 |
| 山形県民社協会酒田支部 | 会計責任者      | 丸岡明史            | 高山成人                | 同3.31     |
| 佐藤弘後援会      | 会計責任者      | 斎藤喜一            | 斎藤順義                | 同5.20     |
| 斎藤淳後援会      | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町1-1-22 1F | 酒田市中町1-14-26 竹内ビル2階 | 同5.31     |

山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------|--------------|---------------|
| 中沢洋後援会  | 解散           | 平成16.5.7      |

|           |     |            |
|-----------|-----|------------|
| 岩井一敏を育てる会 | 解 散 | 平成16. 5.10 |
|-----------|-----|------------|

## 山形県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                                             | 中沢洋後援会   |
|-----------------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                               | 16. 5. 7 |
| 収入総額                                                | 20,019   |
| 前年繰越額                                               | 20,019   |
| 本年収入額                                               | 0        |
| 支出総額                                                | 0        |
| 本年収入の内訳                                             |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                                |          |
| 寄附(内訳別掲)                                            | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)<br>団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                                              |          |
| 事業収入(内訳別掲)                                          |          |
| 交付金収入                                               |          |
| 借入金(内訳別掲)                                           |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの                         |          |
| 支出の内訳                                               |          |
| 経常経費                                                | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費                      |          |
| 政治活動費                                               | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                               | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費            |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                                              | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

敏





| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 異動事項       | 内容              |                     |
|-----------|-------|------------|-----------------|---------------------|
|           |       |            | 新               | 旧                   |
| 斎藤 淳      | 衆議院議員 | 公職の種類      | 衆議院議員(候補者となる者)  | 衆議院議員(現職)           |
|           |       | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町1-1-22 1F | 酒田市中町1-14-26 竹内ビル2階 |

## 山形県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成16年6月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日  |
|-----------|-----------|----------|
| 中沢 洋      | 中沢洋後援会    | 平成16.5.7 |

## 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成16年6月18日

山形県知事 高橋 和雄

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成16年9月10日(金) 午前11時から

## (2) 場所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

## 2 試験を実施する職種及び科目

## (1) 職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

## (2) 科目

指導方法

## 3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

## 4 受験手続

受験申請書を平成16年8月2日(月)から同月13日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成16年8月2日(月)から同月13日(金)までの消印のあるものを有効とする。)

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)に問い合わせること。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を次のとおり承認した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 農地保有合理化事業を廃止する者の名称及び住所  
萩野農業協同組合  
新庄市大字泉田字泉田2番地
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市大字萩野、大字泉田及び大字昭和における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- 4 承認年月日  
平成16年3月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を次のとおり承認した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 農地保有合理化事業を廃止する者の名称及び住所  
新庄昭和農業協同組合  
新庄市大字昭和609番地の2
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市大字昭和における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- 4 承認年月日  
平成16年3月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を次のとおり承認した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 農地保有合理化事業を廃止する者の名称及び住所  
舟形町農業協同組合  
最上郡舟形町大字舟形273番地の1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
最上郡舟形町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- 4 承認年月日  
平成16年3月31日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
新庄もがみ農業協同組合  
新庄市大字鳥越字南沢山神沢2080番地
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市大字萩野、大字泉田及び大字昭和並びに最上郡舟形町及び最上町における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- 4 承認年月日  
平成16年4月1日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成16年6月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
財団法人山形県農業公社  
山形市緑町一丁目9番30号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
山形県における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業  
(3) 法第4条第2項第3号に規定する事業  
(4) 法第4条第2項第4号に規定する事業
- 4 承認年月日  
平成16年6月10日